

(別紙)

ハワイ諸島産ソロ種パイナップル生果実に関する植物検疫実施細則の一部を次のように改正する。

5の(3)のウ中「横浜植物防疫所羽田支所」を「横浜植物防疫所成田支所、横浜植物防疫所成田支所羽田出張所、名古屋植物防疫所小牧出張所」に改める。

8の(2)中「東京国際空港」の次に「、名古屋空港」を加える。